

## 意見書案第14号

沖縄県民の民意に反した、辺野古への米軍基地建設のための  
工事中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成26年9月17日提出

提	出	者										
	向	日	市	議	会	議	員	杉	谷	伸	夫	
賛	成	者										
	向	日	市	議	会	議	員	飛	鳥	井	佳	子

## 沖縄県民の民意に反した、辺野古への米軍基地建設のための 工事中止を求める意見書

政府防衛省は 8 月、名護市辺野古沖の海域にブイとフロートを設置し、新たな米軍基地建設にむけた海底ボーリング調査を開始した。多くの沖縄県民が基地建設に反対する中で、工事着工を強行したことは暴力的で、民意を踏みにじるものである。

米軍普天間飛行場の辺野古への移設に関しては、沖縄県民の中では、沖縄への基地の固定化と基地機能の拡張であるとして反対の声が強い。今回、海底ボーリング調査を開始したことに対し、沖縄の県民世論は、「移設作業は中止すべきだ」との意見が 80.2%に上っている（8/23-24、琉球新報社と沖縄テレビ放送の合同世論調査）。

こうした中で、9 月 3 日には沖縄県議会が「辺野古への移設工事中止を求める意見書」を可決し、政府に提出した。また地元名護市長は、明確に基地移設反対を表明し続けている。そもそも辺野古への基地移設断念は、沖縄県内全 41 市町村のオール沖縄の要求であった。

今年 11 月に、辺野古への基地移設の可否を最大の争点とした沖縄県知事選挙を目前に控えた今、地元沖縄県民、名護市民の民意に反して、基地建設に向けた作業を強行することは、民主主義国家として、あってはならない事態である。

よって国においては、辺野古へ基地移設にむけた工事をただちに中止することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 17 日

京都府向日市議会